

08 文部科学省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	通信制高校の学習における 面接指導時間の一部	都道府県	三重県	
	免除要件の拡大	提案事項管理番号	1001010	
提案主体名	特定非営利活動法人チャレンジスクール三重			

制度の所管・関係省庁	文部科学省
-------------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>通信制高校の学習における面接指導時間の一部免除要件に「当該教科の教員免許を所持する指導者の下での学習」を加える。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>通信制高校の学習における面接指導時間の免除の要件である「ラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習」について、「家庭やその他の学校以外の場所における当該教科の教員免許を所有する指導者の下での学習」を加える。</p> <p>提案理由：</p> <p>不登校生等が通信制高校で学習する場合、本人の状況によっては本校における規定の面接指導への出席が難しいことも少なくありません。それを補う目的で彼らが家庭や通信制高校以外に居場所として利用しているフリースクール等において、在籍する通信制高校の指導計画の下で、該当教科の教員免許を所持する指導者に直接指導を受けることは、テレビ・ラジオやインターネットなどでの学習と比べても、面接指導の目的に照らしてその効果に遜色はなく、人間関係に課題を抱える彼らの成長にとっては、安心できる居場所で対面指導を受けることができるというメリットは大きいと考えます。</p>

08 文部科学省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	国際人材教育特区	
要望事項 (事項名)	学校設置主体の緩和	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1022020	
提案主体名	一般社団法人 神戸東洋医療学院			

制度の所管・関係省庁	文部科学省
------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>公益法人改革が実施され、公益団体の制度が大きく変更になった。公益認定を受けた社団法人を学校法人と同じく学校の設置主体に認めるべきである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>構造改革特区の進展により学校法人による学校開設以外に、学校設置会社(営利法人)による学校設置事業が認められる様になった。それにより特区認定を受けて大学開校を行う設置会社が存在する。反面、非営利事業である教育事業を営利会社が運営することで、税法上の取り扱いなど問題点も露呈している。そこで、学校法人以外に学校設置を認めるならば、公益社団法人に学校設置を全面的に認めるべきである。専修学校の場合は、各都道府県知事の認可の下、既に公益社団法人に学校設置を広く認めており、同じく大学設置も国は認めるべきである。</p> <p>提案理由: 国による公益法人制度の改革が進み、社団法人の場合は、公益性を得るためには、事業内容の具体的な精査などを経てから認可を得ることが必要になった。法人の設置から段階的に公益法人としての準備が出来るなどのメリットも多く、大学設置などの大きな事業計画を進めていく上では、特に即した制度とも言える。また社団法人の多くは、職業団体であり、職業訓練などを業としている。公益社団法人に学校の設置を認め、平成23年12月24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」における、産学官の連携強化を図るべきであり、職業教育の新しい形を創造するべきである。</p> <p>代替措置: 本提案は職業教育に特化した教育課程を持つ大学などに限定する。職業教育に特化した教育課程として、国家資格取得の為の学習を想定している。本提案が認められ、従来の学校法人制度と良好な競争環境が生まれれば、日本の職業教育も大きく発展すると期待できる。</p>

08 文部科学省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	公立大学法人主催の各種講座等料金徴収の緩和	都道府県	愛知県
		提案事項管理番号	1028080
提案主体名	愛知県		

制度の所管・関係省庁	総務省 文部科学省
------------	--------------

求める措置の具体的内容	<p>地方独立行政法人法で規定されている料金徴収について、料金の上限を決めてあらかじめ議会の議決を経て設立団体の長の認可を得なければならないが、この手続きを経ないで公開講座等について法人の判断で徴収できるよう緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>公立大学法人の公開講座などの料金を法人が自由に設定できるようにする。</p> <p>授業料等以外の公開講座料金については法人が自由に設定し、徴収できるように規制緩和をし、公開講座の収入化を図ることによって、持ち出しばかりであった公開講座の収支が改善されることで、法人の経営改善及び自立性向上を図る。</p> <p>提案理由：</p> <p>現行法の規定では、学位及び資格に関係しない公開講座の料金を授業料等と同等に扱わなければならない、公開講座の料金徴収についても議会の議決を得る必要がある。</p> <p>公開講座としては、内容が様々で稀なケースまでを想定して議会の議決を得なければならないため、手続きが煩雑で料金設定をしづらく、積極的に公開講座を行う意欲を削いでいる。講座の料金徴収について法人が自由に設定できれば、公開講座に係る費用を負担しなければならないという法人の負担が軽減でき、設定した上限金額に制限されることがないため、講座内容の自由度も増し、開催意欲も出る。</p>

08 文部科学省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	外国人学校に関する規制緩和	都道府県	愛知県
		提案事項管理番号	1028090
提案主体名	愛知県		

制度の所管・関係省庁	文部科学省
-------------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>私立学校法第64条第4項(準学校法人)が設置する外国人学校(地域に所在する外国人児童・生徒等を対象としている教育施設)について、同時に収容する生徒定員の合計を80人から50人に緩和する。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【事業の内容】</p> <p>準学校法人が設置する外国人学校の生徒定員の基準を80人から50人に緩和することで、県内の無認可の外国人学校(主にブラジル人学校)に対して準学校法人立の各種学校としての認可を受けやすくし、外国人子弟の教育環境を整備する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>学校運営の安定化を図り、外国人子弟の教育環境を整備するため、準学校法人立の外国人学校の生徒定員を緩和する。</p>

08 文部科学省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	高等学校専攻科卒業生の大学への編入学に係る法的制約の撤廃	都道府県	愛知県
		提案事項管理番号	1028100
提案主体名	愛知県		

制度の所管・関係省庁	文部科学省
------------	-------

求める措置の具体的内容	愛知県内の連携した大学(国・公・私立)において、高等学校専攻科卒業生の大学への編入学を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【事業の内容】</p> <p>高等学校専攻科卒業生の大学への編入学にかかる法的制約を連携した大学(国・公・私立)において撤廃し、大学独自の評価規準により受験を可能とする制度の整備を行う。</p> <p>【提案理由】</p> <p>○職業の多様化や科学技術の進歩等を受け、職業人として必要とされる専門的な知識、技術・技能が高度化している。また、本県は製造品出荷額等が34年連続で全国一を続けているなど、ものづくり県として我が国の経済をリードしている。</p> <p>○また、本県は、平成 23 年 12 月に国際戦略総合特区(アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区)に指定され、地域産業の主軸が自動車産業だけでなく、航空機産業にも拡大したため、より高度な知識、技術・技能を身に付けた人材づくりが求められている。</p> <p>○平成 27 年4月に開校を予定している総合技術高等学校(仮称)には、将来のスペシャリストの育成を目指し、豊富な実習と大学・産業界と連携した専門的な学習を行う専攻科の設置(産業システム科・先端技術システム科)が予定されている。</p> <p>○県産業の伝統を継承し、さらに発展させていくためには、専攻科でより高度な知識、技術・技能を身に付けた者が大学へ編入し、より専門的に研究をすることのできる環境を整えることが不可欠である。</p> <p>○また、本県には、県立瀬戸窯業高等学校(セラミック陶芸科)、県立三谷水産高等学校(海洋技術科)、県立桃陵高等学校(衛生看護科)、県立宝陵高等学校(衛生看護科)があり、これら専攻科においてもより高度で専門的な知識、技術・技能を身に付けた人材育成に向けて、大学への編入学が期待されている。</p>

08 文部科学省 構造改革特区第21次 検討要請

管理コード	—	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大学獣医学部の設置の許可	都道府県	愛媛県
		提案事項管理番号	1030010
提案主体名	今治市、愛媛県		

制度の所管・関係省庁	文部科学省
------------	-------

求める措置の具体的内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>四国には獣医師を養成し感染症等の研究拠点となる大学獣医学部が一つもない。このため、今治新都市に、協力者会議の提唱するコアカリキュラムを実施し、高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成するとともに、大学を核とした製薬・動物関連企業等の立地を促進し、世界レベルの医薬・医療技術のインフラ整備を進め、今治市の地域再生を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <p>口蹄疫問題や鳥インフルエンザの感染の脅威、東日本大震災の被災地での家畜の扱い等から獣医師不足が顕在化しており、また、OIEからアジア地域の獣医学教育の水準を高めることが日本に求められているなど、獣医師の社会的ニーズの高まりは明らかである。</p> <p>また、獣医師養成系大学の入学定員は8割以上が東日本に偏っており、四国には一つもない。このため、獣医学部のない地域に限っては、教育水準の高い大学獣医学部の新設を認めることを提案する。</p> <p>この獣医学部に産業動物・公衆衛生コース、研究者養成コースを設置し、入学定員の地域枠設定や奨学金制度等を組み合わせて四国の家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足を解消するとともに、協力者会議が提唱するコアカリキュラムを導入して、動物伝染病等に迅速かつ的確に対応できる人材を育成するほか、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業の集積等により、新たな生命科学研究拠点を形成する。</p> <p>これまでの提案では、措置の分類Fの回答をいただいております。提案の実現に向けて、協力者会議の場などで提案内容の措置の検討を早急に進めていただきたいと思います。</p>